

第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画及び 安曇野市こども計画の一部変更について

安曇野市教育部子ども家庭支援課

標記について、当該計画の一部を下記の通り修正します。

記

1. 趣旨

「第5章幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 量の見込みと確保方策」について、地域子ども・子育て支援事業である「地域子育て支援拠点事業」及び「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」における量の見込みと確保方策等を新たに定めるもの。

2. 修正の主な内容

(1) 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援事業計画 P. 51）

児童館（連携型）に加え、令和8年度から市補助事業を創設し、地域子育て支援拠点事業（一般型）へ位置付ける予定である。そのため、子ども・子育て支援法に基づき、量の見込み及び確保方策等について新たに定める。

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（子ども・子育て支援事業計画 P. 64）

本事業は令和6年の計画策定時において、令和8年度の運用開始に向けた実施体制の検討中であったため、量の見込みと確保方策等を設定していなかった。

運用開始に向けた体制構築が整ったため、子ども・子育て支援法に基づき、事業の取組の方向、量の見込みと確保方策等について新たに定める。

3. 修正詳細 別紙のとおり

4. 計画への適用 令和8年4月1日～

5. その他

安曇野市こども計画についても、第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画の内容を反映させているため同様に修正するものとする。

- ・ 地域子育て支援拠点事業 …こども計画 P. 73
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） …こども計画 P. 86